

加納税務会計事務所

価格表

2025年1月現在

※全て税抜き価格になります。

月次顧問

※基本1年契約。1年経過後双方申し出が無ければ自動的に契約継続。料金は決算期ごとに見直し。但し取引量、売上金額が著しく増加した場合は追加料金発生。

①記帳手数料（月額）

基本	～1,000仕訳	～2,000仕訳	～3,000仕訳	～5,000仕訳	～7,000仕訳	～10,000仕訳	以降 2,000仕訳毎に
原始資料	14,400円	24,000円	34,800円	57,000円	78,000円	108,000円	21,600円
記帳代行	7,200円	12,000円	17,400円	28,500円	39,000円	54,000円	10,800円
自計	2,400円	4,000円	5,800円	9,500円	13,000円	18,000円	3,600円

※部門会計は1部門につき10%増、本支店会計・本社工場会計は1箇所につき20%増。収益事業・非収益事業などの区分経理は20%増。

【注】新規契約の顧問先で、既に自計化していても税理士関与がなかった場合、または初めて自計化導入する場合は、会計入力の問題なくできると当事務所が判断するまでの間は自計価格の適用はなく、記帳代行価格とする

追加	記帳代行用ツール使用料
月額	1,000円
年額	10,000円

②税務監査、税務代理（月額）

	～1千万円	～2千万円	～3千万円	～5千万円	～1億円	～2億円	～5億円	以降 5億円毎に
年間総売上高	7,000円	9,000円	11,000円	13,000円	16,000円	20,000円	25,000円	5,000円

③ 面談回数（月額）

	毎月	年6回	年4回	年3回	年2回	追加面談（1h）	【注】新規契約の場合、 契約後1年を経過する 日の属する事業年度 までは、年2回は適用 不可
訪問	10,000円	5,500円	4,000円	3,500円	2,500円	15,000円	
来所	5,000円	2,700円	2,000円	1,700円	1,200円	7,500円	

④セカンドオピニオン契約（月額）

②税務監査(月額)×50%+③面談回数(月額)

法人申告

※顧問契約法人のみ対象

- ①決算調整手数料 月次顧問①の金額×2
- ②法人税申告書作成料 30,000円+月次顧問①+月次顧問②
(決算報告書、勘定科目内訳書、事業概況書の作成を含む) ※特別法人については50%増
- ③税務監査料 50,000円+月次顧問②
- ④消費税申告書作成料
本則 (月次顧問①+月次顧問②)×2
【個別対応方式による計算の場合】 (月次顧問①+月次顧問②)×2.5
簡易 月次顧問①+月次顧問②
【対象事業が複数の場合】 (月次顧問①+月次顧問②)×1.5
※特別法人で国等の特例計算がある場合は(月次顧問①+月次顧問②)×3
- ⑤地方税申告書作成料 1ヶ所10,000円～
※外形標準課税の場合は別途見積り
- ⑥届出書・申請書作成料 1部5,000円
- ⑦議事録作成料 A4サイズ1頁 5,000円～
- ⑧仮決算申告書作成料 上記①～⑤の金額50%

【注】上記申告に係る資料等の提供が当初申告期限を過ぎた場合、又は当初申告期限内であっても通常業務を遂行したと想定したときに当初申告期限を過ぎると当事務所が判断した場合は、当初請求報酬額のほか、前払いにてそれと同額以上の追加料金発生

①共通

i 基本料	5,000円
ii 申告書作成料	添付資料*10枚まで 5,000円 以降1枚1,000円 <small>※ 添付資料とは 源泉徴収票、支払調書、特定口座計算書等、収入や源泉徴収税額の金額の根拠となる書類および寄付金受領証明書等の各種証明書を指します。但し社会保険、生命保険、地震保険および小規模共済控除証明書を除く</small>
iii 医療費控除	5,000円～
iv 住宅取得借入金控除	初年度のみ30,000円 <small>※共有の場合、2人目以降は1人につき10,000円</small>
v 暗号資産計算	1銘柄につき1,000円+売買、商品購入、交換、マイニング1件につき500円

②事業所得

i 決算調整手数料	月次顧問①の金額×2
ii 決算書作成料	1部40,000円 <small>※医業、歯科医業で概算経費計算を行った場合は50%増</small>
iii 税務監査料	30,000円+月次顧問②
iv 消費税申告書作成料	
本則	(月次顧問①+月次顧問②)×2
【個別対応方式による計算の場合】	(月次顧問①+月次顧問②)×2.5
簡易	月次顧問①+月次顧問②
【対象事業が複数の場合】	(月次顧問①+月次顧問②)×1.5
v 平均課税計算	20,000円
vi 届出書・申請書作成料	1部5,000円

③不動産所得（事業的規模） ②の事業所得に準ずる

④不動産所得（③以外）

i 決算調整手数料	3室まで0円、以降1室につき10,000円
ii 決算書作成料	1部10,000円
iii 税務監査料	10,000円
iv 消費税申告書作成料	
本則	(月次顧問①+月次顧問②)×2
【個別対応方式による計算の場合】	(月次顧問①+月次顧問②)×2.5
簡易	月次顧問①+月次顧問②
【対象事業が複数の場合】	(月次顧問①+月次顧問②)×1.5
	<small>※月次顧問契約をしていない場合は、仕訳数および売上高により見積算定</small>
v 平均課税計算	20,000円
vi 届出書・申請書作成料	1部5,000円 <small>※月次顧問契約をしていない場合、新築建物、内装工事等の取得価額計算は別途10,000円～ ※共有の場合、2人目以降は1人につき20,000円（①は別途加算）</small>

⑤譲渡所得

i 総合譲渡	0円
ii 不動産譲渡	譲渡金額 ～3,000万円 100,000円 譲渡金額 3,000万～5,000万円 (譲渡金額-3,000万円)×0.25%+100,000円 譲渡金額 5,000～1億円 (譲渡金額-5,000万円)×0.1%+150,000円 譲渡金額 1億～5億円 (譲渡金額-1億円)×0.075%+200,000円 譲渡金額 5億円～ 500,000円+譲渡金額1億円増すごとに50,000円 <small>※複雑な計算を要するものは上記金額の100%を限度として別途料金加算 ※共有財産の譲渡の場合、2人目以降は1人につき上記金額×30%</small>
iii 株式譲渡	
・特定口座(源泉徴収有り)	0円
・上記以外	ii ×50% <small>※単価の算定は1銘柄につき1,000円+売買1件につき500円</small>
iv 譲渡対策コンサルティング	50,000円～

【注】上記申告に係る資料等の提供が当初申告期限を過ぎた場合、又は当初申告期限内であっても通常業務を遂行したと想定したときに当初申告期限を過ぎると当事務所が判断した場合は、当初請求報酬額のほか、前払いにてそれと同額以上の追加料金発生

相続・贈与申告

①相続税申告

- i 基本料金 総財産金額(各種控除前)×0.5%と300,000円のいずれか高い方
- ii 加算料金 相続人の数: 3人を越える場合 超える人数×50,000円
土地等: 1区画につき自用地で評価した場合の評価額×0.2%と50,000円のいずれか高い方
(但し地積規模の大きな宅地の評価は別途見積り)
非上場株式等: 1銘柄につき③の金額加算
延納申請: 100,000円～
物納申請: 500,000円～
- iii 遺産分割協議書の作成 相続人1人につき40,000円

②贈与税申告

- i 基本料金
 - ・暦年贈与 取得財産価額×0.5%と20,000円のいずれか高い方
 - ・住宅取得資金贈与 30,000円※
 - ・配偶者2000万円贈与 200,000円※
 - ・相続時精算課税 50,000円※※非課税枠を超えた分については暦年贈与の料金を加算
- ii 贈与契約書作成 A4サイズ1頁 5,000円～

【注】上記①、②の申告に係る資料等の提供が当初申告期限を過ぎた場合、又は当初申告期限内であっても通常業務を遂行したと想定したときに当初申告期限を過ぎると当事務所が判断した場合は、当初請求報酬額のほか、前払いにてそれと同額以上の追加料金発生

③財産評価

- i 基本料金 総財産金額(各種控除前)×0.1%と200,000円のいずれか高い方
 - ii 加算料金 土地等: 1区画につき自用地で評価した場合の評価額×0.1%と30,000円のいずれか高い方
非上場株式等: 1銘柄につき50,000円～
- ※複雑な計算を要するものは右記金額の100%を限度として別途料金加算

④相続税試算 ①×50%

⑤相続対策コンサルティング 100,000円～

その他税務書類作成

※顧問契約法人、個人事業主のみ対象

①源泉徴収業務

- i 年末調整 5,000円+1人2,000円
(源泉徴収簿、源泉徴収票および給与支払報告書の作成)
- ii 納付書の作成 納期の特例 5,000円(年額)、毎月納付 15,000円(年額)
外注報酬 12,000円～(年額)、スポット 2,000円～

②支払調書作成 1部1,000円

③法定調書合計表作成 10,000円

④償却資産税申告 1ヶ所10,000円～

税務調査対応

※顧問契約法人、個人事業主のみ対象

①調査立会料 1日50,000円/1人

②調査準備、折衝料 1日30,000円～ ※貢献度合いにより変動致します

③修正申告書作成
1期分 50,000円
2期分 80,000円
3期分 100,000円

給与計算

※顧問契約法人、個人事業主のみ対象

①給与計算（月額）

- i 基本料金 5,000円
- ii 加算料金
 - ・タイムカード、出勤簿より給与額を計算 5人ごと2,000円
 - ・源泉税、社会保険料の計算 5人ごと2,000円
 - ・給与明細作成 5人ごと1,000円

②簡易給与計算

- 半年ごと 5,000円

※法人の役員（みなし役員を含む）及びその親族、又は個人事業主の事業専従者で毎月支給する給与額が、年単位で一定の者の給与計算が対象
※適用対象人数は3人まで

経理代行

※顧問契約法人、個人事業主のみ対象

半日（5時間） 20,000円 1日（8時間） 30,000円

※上記時間は実働時間+移動時間の合計とする。移動交通費は上記金額に含まれる

融資支援

※顧問契約法人、個人事業主のみ対象

- ①申請書類作成 10,000円～
- ②事業計画書作成 30,000円～
- ③金融機関折衝立会い 10,000円/1時間
- ④成功報酬 借入金額の3%（①～③の報酬を支払っている場合はその金額を控除）
- ⑤中小企業指針チェックリスト作成 借入予定額の0.1%又は10,000円のいずれか多い方

税務・会計その他相談

①通常料金

1時間 10,000円 3時間 24,000円

※訪問の場合、移動時間も上記金額で加算（その代わり移動交通費の料金請求なし）

②簡易顧問契約

	3時間	4時間	6時間
訪問	40,000円	48,000円	60,000円
来所	20,000円	24,000円	30,000円

※事業を行っていない個人、又は税理士と顧問契約をしたことがない事業者のみ対象
※報酬は契約時に一括払い。入金後は返金不可
※契約期間は報酬支払いが完了した日から6ヵ月

セミナー、研修講師

1時間 50,000円～

※上記金額には打合せ料（3時間まで）、資料作成および印刷料を含み、交通費は別途実費を請求
※内容、回数によって割引有

その他業務日当

1時間 10,000円 3時間 24,000円

※内容によって金額に変動有
※訪問の場合、移動時間も上記金額で加算（その代わり移動交通費の料金請求なし）

割引

①創業支援割引

月次報酬および決算報酬を第1期30%、第2期20%、第3期10%オフ

(要件)

- 事業譲渡、引継、相続、合併、分割、個人事業からの法人成りによる創業を除く
- その事業の経営者が過去に別事業で創業した経験がある場合を除く
- 3期終了までの継続契約
※中途解約の場合は、解約時に本来契約終了時まで支払うべき月次報酬及び決算報酬に相当する金額が違約金として発生
- ②年払い割引との併用不可

②年払い割引

月次顧問料 1 月分割引

(要件)

- 月次顧問料及び決算料を契約時又は各事業年度期首に一括年払い(中途解約があっても返金なし)
- 取引量、売上金額が著しく増加した場合は決算時に追加料金を精算
- ①創業支援割引との併用不可

③紹介割引

1件につき20,000円キャッシュバック又は報酬金額より減額

(要件)

- 紹介されたお客さまが6ヶ月継続契約
- 上記要件を満たす方が6ヶ月分報酬支払済、又は年払いにて年間報酬額支払済

④優良顧客割引

その事業年度の決算料を10%(毎月面談の契約である事業者は8%)割引

(要件)

- その事業年度を通じて、月次会計資料又は会計データを当該月の翌月末までに当事務所に送付
- 当事務所との契約が2期目以降であること
- 創業支援割引の適用者で無いこと
- ①創業支援割引の適用を受けた者は適用期間中は継続期間に含めない

※送付すべき月次会計資料とは毎月ベースとなる会計資料のことをいい、イレギュラーに発生したものや、当事務所が通常とは別に必要と判断した資料は除く
※決算月の翌月分の資料については当該月の翌々月10日まで期限を延長する

※資料が受領出来たかどうかの判断は当事務所が行う

※⑤継続割引、⑥特別割引と併せて割引額は25%が上限

⑤継続割引

月次報酬5～20%割引

(要件)

- 5年間契約が継続
- その間、期限内申告継続および税金未納、滞納無し
- その間、報酬未納、滞納無し
- ①創業支援割引の適用を受けた者は適用期間中は継続期間に含めない

※④優良顧客割引、⑥特別割引と併せて割引額は25%が上限

⑥特別割引

月次報酬20%を限度に割引

※④優良顧客割引、⑤継続割引と併せて割引額は25%が上限

⑦月次顧問契約割引(セカンドオピニオンは対象外)

i 法人取締役の個人確定申告	基本料金0円
ii 法人取締役の親族の個人確定申告	基本料金2,000円
iii 個人事業主の親族の個人確定申告	基本料金2,000円
iv 従業員の個人確定申告	基本料金3,000円

自動解約のケース

- ①個人事業主である依頼者が死亡した時。但し、(準)確定申告が必要な時は、当事務所が原則その(準)確定申告及び届出業務まで請負うものとする。
- ②個人事業主である依頼者が廃業届を提出して業務を廃止した時。但し、確定申告が必要な時は、当事務所が原則その確定申告及び届出業務まで請負うものとする。
- ③法人である依頼者が清算終了をした時。但し、当事務所は原則として、その清算終了に係る申告及び届出業務まで請負うものとする。
- ④個人事業主である依頼者が自己破産をした時。
- ⑤法人である依頼者が会社更生法、民事再生法、又は会社法の規定による特別清算等の決定等により、当事務所の報酬の全部又は一部が切り捨てられた時。
- ⑥依頼者が業務停止(※)の措置を受けてから、1月以内に未払金額の全額の支払いをしなかった場合。
- ⑦依頼者が直近の過去3年間で2度の業務停止の措置を受けた場合。
- ⑧依頼者が直近の過去3年間で5度の支払遅滞をした場合。
- ⑨依頼者が正当な理由が無く、決算に係る当初申告期限より6ヶ月を経過するまでの間に、資料等の提供の遅延をした等依頼者の責めに帰すべき事由により、当初申告に係る決算申告書の提出が完了しないなど、当事務所の業務遂行に著しい支障があった場合。
- ⑩依頼者が公序良俗に反する行為をした場合、又はそのような行為を助長する恐れがある場合。

※業務停止とは、月次報酬2ヶ月分以上の支払いを怠った場合又は決算報酬その他の業務の報酬を業務終了日より3ヶ月を経過するまでの間に支払いを怠った場合に、当事務所が依頼者より請負うべき業務の全部を一時的に停止することをいう。

※⑥～⑩のケースについて依頼者の都合により解約できない契約期間中に⑥～⑩が起こった場合は、⑥～⑩が起こった時の属する月の翌月から契約期間終了までの月次報酬に相当する金額を、それ以外の場合は、月次報酬2ヶ月分に相当する金額を当事務所は違約金として請求することが出来るものとする。